

誓約書兼同意書【空き地への移住者】

- 1 白石町空き家・空き地バンク登録物件に生活の本拠を移して居住することを約束します。ただし、白石町「空き家・空き地バンク物件」流通促進奨励金交付要綱第8条第3項の各号のいずれかに該当することとなったときは、同条第5項の規定に基づく返還命令に従い、すでに交付を受けた奨励金の全額又は一部を返還します。

【奨励金交付要綱第8条に規定された返還内容】

- (1) 申請者が空き地への移住者であった場合においては、当該空き地に住宅を新築し、当該住宅へ転入した日から5年未満で転出したとき。
(2) 奨励金の交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったとき。
(3) その他町長が相当と認める事由があるとき。

- ※1 (1)に該当する場合に返還を命じる金額は、交付決定後の年数に応じた下記の金額とする。
- ① 居住の開始日から(1)に該当することとなった日(以下、「該当日」という。)までの期間が1年未満 奨励金の全額
 - ② 居住の開始日から(1)の該当日までの期間が1年以上2年未満 奨励金の5分の4
 - ③ 居住の開始日から(1)の該当日までの期間が2年以上3年未満 奨励金の5分の3
 - ④ 居住の開始日から(1)の該当日までの期間が3年以上4年未満 奨励金の5分の2
 - ⑤ 居住の開始日から(1)の該当日までの期間が4年以上5年未満 奨励金の5分の1

- ※3 (2)又は(3)に該当する場合に返還を命じる金額 奨励金の全額

- 2 奨励金の交付に関して、申請者及び世帯員の申請後5年間の転出入の状況について調査することに同意します。(移住者のみ)
- 3 奨励金の交付に関して、申請者及び世帯員の税等関係情報の記録を調査することに同意します。
- 4 奨励金の交付に関して、申請者及び世帯員が暴力団員ではなく、また、暴力団員と密接な関係を持っていないことを誓約し、調査することについて同意します。
- 5 奨励金の交付に関して、本物件の売買契約を行った相手方が3親等内の親族ではないことを誓約します。
- 6 奨励金の交付に係る個人情報について、白石町が国及び県へ実施状況の報告等のため情報提供を行うことに同意します。
- 7 白石町「空き家・空き地バンク物件」流通促進奨励金【空き地】交付に係る着工届出書を提出したことについて、空き地の登録者へ情報提供を行うことに同意します。

年 月 日

住所

氏名(申請者)

㊟

生年月日

年

月

日

電話番号

白石町長

様